取り下げ依頼書についてのよくある問い合わせ

取り下げ依頼書

〇〇年〇〇月〇〇日

保険者番号	23 1 0 1 9
保険者名	名古屋市千種区

事業所番号	2 3 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
事業所名称	名古屋市東区泉1－6－5
所在地	愛知国保事業所 愛知国保
電話番号	962-1307 担当者名 ●●

下記理由により、介護給付費請求明細書を取下げ願います。

番号	被保険者番号	被保険者名（カタカナで記入）	サービス提供年月	申立事由コード 様式番号	申立事由コード 申立番号
1	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	アイチ　タロウ	25年　4月	11	02
	取下げ内容	請求誤りのため			
2	0 1 1 2 2 3 3 4 4 0	カイゴ　ハナコ	24年　11月	10	02
	取下げ内容	生活保護者だったため			
3	0 1 1 2 2 3 3 4 4 0	カイゴ　ハナコ	24年　12月	10	02
	取下げ内容	生活保護者だったため			

質問：取り下げ依頼書はどのような場合に提出するのですか？

回答：支払済みの介護給付費等請求明細書において請求誤り等の訂正のため、再請求を行う場合、取り下げ依頼書の提出による取り下げ処理を行う必要があります。

・『請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表』に記載がある明細書は審査未決定の情報のため、取り下げ依頼書による取り下げ対象とはなりません。

・取り下げ依頼書を提出した場合、当該明細書に係る支払額はマイナス調整され、『介護給付費等過誤決定通知書』が送付された月の介護給付費等支払額から相殺されます。

・取り下げ依頼書の提出後に当該明細書の再請求が可能になるのは、『介護給付費等過誤決定通知書』の受理後になります。
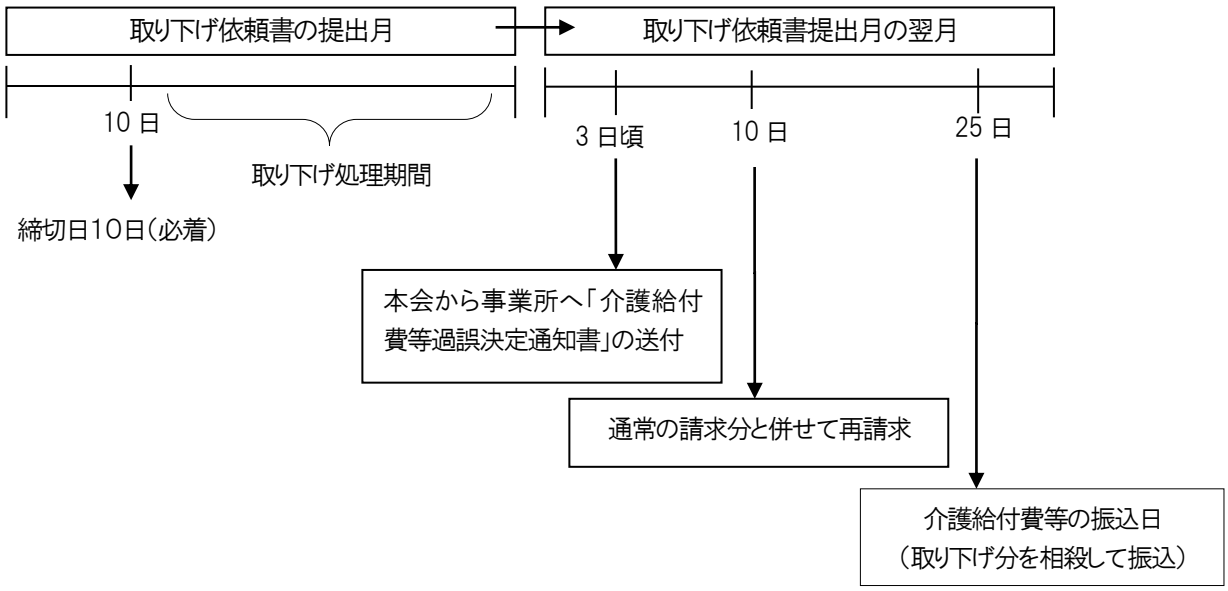
【取り下げ処理のスケジュール】